

## 要介護度別の状態区分

下表に示した状態は平均的な状態です。したがって、実際に認定を受けた人の状態がこの表に示した状態と一致しないことがあります。

状態区分	各状態区分の平均的な状態
要支援1	<ul style="list-style-type: none"> <li>①居室の掃除や身の回りの世話の一部に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。</li> <li>②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とすることがある。</li> <li>③排泄や食事はほとんど自分ひとりで行える。</li> </ul>
要支援2	<ul style="list-style-type: none"> <li>①見だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。</li> <li>②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする。</li> <li>③歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とすることがある。</li> <li>④排泄や食事はほとんど自分ひとりで行える。</li> </ul>
要介護1	<ul style="list-style-type: none"> <li>①～④は、要支援2に同じ。※</li> <li>⑤問題行動や理解低下がみられることがある。</li> </ul>
要介護2	<ul style="list-style-type: none"> <li>①見だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話の全般に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。</li> <li>②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする。</li> <li>③歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とする。</li> <li>④排泄や食事に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とすることがある。</li> <li>⑤問題行動や理解低下がみられることがある。</li> </ul>
要介護3	<ul style="list-style-type: none"> <li>①見だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話が自分ひとりで行えない。</li> <li>②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が自分ひとりで行えない。</li> <li>③歩行や両足での立位保持などの移動の動作が自分で行えないことがある。</li> <li>④排泄が自分ひとりで行えない。</li> <li>⑤いくつかの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。</li> </ul>
要介護4	<ul style="list-style-type: none"> <li>①見だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話がほとんどできない。</li> <li>②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作がほとんどできない。</li> <li>③歩行や両足での立位保持などの移動の動作が自分ひとりではできない。</li> <li>④排泄がほとんどできない。</li> <li>⑤多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。</li> </ul>
要介護5	<ul style="list-style-type: none"> <li>①見だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話がほとんどできない。</li> <li>②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作がほとんどできない。</li> <li>③歩行や両足での立位保持などの移動の動作がほとんどできない。</li> <li>④排泄や食事がほとんどできない。</li> <li>⑤多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。</li> </ul>

### ※ 要支援（予防給付対象者）と要介護（介護給付対象者）はどう違いますか。

要支援となるのは、サービスの利用によって心身の状態が改善する可能性が高いと判断される人です。具体的には、不活発な生活によって筋力低下や低栄養などに陥っている人（廃用症候群）等が考えられます。ただし、上記のような人でも認知症が進行していたり、疾病が外傷で心身の状態が不安定な人は要介護となります。